

平成 31 年(2019 年)度 JEES・学研災グローバル人材育成奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、「学研災グローバル人材育成奨学金」(以下「本奨学金」という。)の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

本奨学金は、優秀なグローバル人材育成のため、海外留学を志す日本人学生を支援することを目的とする。

2. 奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本協会が実施する学生教育研究災害傷害保険(学研災)の共同引受損害保険会社である、東京海上日動火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、三井住友海上火災保険株式会社の 4 社の資金提供により、海外留学を志す日本人学生を支援するため本奨学金が設立された。

3. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 海外の高等教育機関(以下「留学先」という。)へ 3 ヶ月以上 12 ヶ月以内の留学を計画し、原則として本奨学金の受給決定以降、2019 年度の年度中に留学を開始する予定の者。
- (2) 海外留学開始時で、日本国内の大学(以下「大学」という。)に正規生として在籍する日本人学生。日本国内の大学は、寄付者と協議の上選定した指定校制とする。
- (3) 経済・商学・社会科学系の学部・研究科で、将来損害保険業界への就職を希望する者を優先する。
- (4) 本奨学金の受給期間中、海外留学支援を目的とする他の奨学金を受けない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金は除く]
- (5) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (6) 経済的援助を必要とする者。
- (7) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (8) 授業等に適応することができる外国語能力を有する者。
- (9) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

4. 採用人数

2 名程度

5. 支給内容

- (1) 月額奨学金 100,000 円
- (2) 航空費 国内の主要空港から留学先主要都市までの往復航空費(申請額を調整することがある)

6. 支給期間

原則、留学先での授業等の開始月から終了月までの期間に対し月単位で給付。なお、留学先への渡航及び帰国にかかる期間や、渡航後授業等が始まるまでの準備期間は給付期間に含まれない。また、留学期間中の就学日数によって、給付月数を調整することがある。

7. 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3 に挙げる応募資格に該当する者について、8 に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については、各大学 1 名までとする。

8. 応募・推薦書類

- | | |
|--|----|
| (1) 願書(別紙様式 1) | 1通 |
| (2) 応募者の写真(最近 6 ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) | 1葉 |
| (3) 推薦書(別紙様式 2。推薦理由は、指導教官等が記入すること。) | 1通 |
| (4) 留学先教育機関の入学許可等の写し※許可済みの場合のみ。 | 1通 |

9. 応募・推薦書類の提出期限

2019年3月29日(金)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について寄付者とともに選考を行い、受給者を決定する。結果は、2019年5月上旬を目途に大学を通じて通知する。

11. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、留学先が発行する学業成績証明書(又はそれに準じるもの)と共に、本奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて理事長に提出しなければならない。
- (2) 受給者は、学籍に変更があった場合、大学を通じて遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は大学を通じて、大学卒業後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会に報告しなければならない。
- (5) 受給者は、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答、あるいは海外留学終了後の交流会・インターンシップ等に参加しなければならない。
- (6) 受給者は留学開始前に大学を通じて「学研災付帯海外留学保険」に加入しなければならない。

13. 奨学金給付の休止又は終了

- (1) 受給者が留学先を長期欠席した場合は、本奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を打ち切る。
 - ① 留学先を休学又は留年した場合。
 - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。
- (4) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、休止又は終了する。

14. その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13.に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金採用決定(採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨通知しなければならない。また、本奨学金受給生として採用された場合、他の奨学金の受給を目的として辞退することはできない。

15. 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、本奨学金寄付者と共同して、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、あらかじめ本人の同意がない限り、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会及び寄付者は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ①応募書類を本奨学金の受給者を決定する選考の際に利用する。
- ②応募書類に記載された個人情報を奨学金支給事務のために利用する。
- ③応募書類に記載された個人情報を奨学金授与式または交流会・インターンシップ等の開催時に利用することがある。
- ④応募書類に記載されたメールアドレスあるいは電話番号を当協会実施の学生援助プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用する。
- ⑤報告書、お礼状、近況報告等を事前に受給者本人からの承諾を受けた上で、当協会及び寄付者のホームページ等において広報目的に使用することがある。

16. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12階
TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5242 E-mail: ix@jees.or.jp

以上